

減免範囲

対象台数は1台で、車種は自家用のもの

運転者	所有者※2		使用の内容
本人	本人		障害者の移動のため
生計を同一にする親族か単身または障害のある方のみで構成される世帯で生活している障害者の方を常時介護する方※1	身体障害者	本人	通院・通学（園）・通所・生業のための送迎（月4回以上かつ1年以上継続して使用が見込まれること）※4
	身体障害児 知的障害児・者 精神障害者	生計を同一にする親族※3	

※1『常時介護者』とは、もっぱら障害者の方の通学等のために、継続して月4回以上運転する方をいいます。

※2 原則として、所有者、使用者ともに障害者の方の名義であることが必要です。ただし、所有権留保付きの場合は、使用者が障害者の方であれば、所有者がディーラー等でも差し支えありません。

※3 同居の親族が原則です。別居の場合、扶養の関係が確認される場合のみ対象。

※4 初回申請時に使用内容の証明（通院証明等）が必要になります。



障害者の範囲

◆身体障害者手帳の交付を受けている方

（令和6年4月1日および申請日時点で有効な方が対象）

■ …本人が運転する場合のみ

□ …本人または同一生計者の方および常時介護者の方が運転

障害の区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	障害						
聴覚障害	障害						
平衡機能障害	障害						
音声機能の喪失（喉頭摘出のみ）							
上肢機能障害	障害		2級の1・2 2級の3・4				
下肢機能障害	障害			3級の1 3級の2・3			
体幹機能障害	障害						
脳原性	上肢機能		両上肢 1上肢				
	移動機能			両下肢 1下肢			
心臓・腎臓・呼吸器の機能障害							
ぼうこう・直腸・小腸の機能障害							
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害							
肝臓機能障害							

◆戦傷病者手帳の交付を受けている方…障害の程度により減免の可否が異なりますのでお問い合わせください。

◆知的障害児・知的障害者の方…療育手帳A1、A2の手帳を持っている方

◆精神障害者の方…1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている方

申請期間

4月8日（月）～5月31日（金）

申請に必要なもの

- ①減免申請書②身体障害者手帳等
- ③自動車検査証または写し④運転免許証または写し
- ⑤納税通知書⑥マイナンバーカードまたは通知カード
- ※①減免申請書は窓口でお渡しします。

その他の減免制度

普通自動車税の減免制度もあります。ご希望の方はお問い合わせください。なお、軽自動車税の減免と二重申請はできません。

■中央東県税事務所

☎088-866-8510

税 知っ得

■問い合わせ・申請先

税務収納課 市民税班 ☎52-9292

香北支所 市民生活班 ☎52-9285

物部支所 市民生活班 ☎52-9288

ミニバイク等の廃車手続きはお済みですか？

軽自動車税(種別割)の賦課期日は4月1日です。4月1日までに廃車されていないと課税されます。次の場合は、早めに手続きをしてください。

●転出した ●車両を譲渡したが、名義を変更していない

●車両の盗難にあった ●所有者が死亡した

また、農耕作業用自動車(最高速度35km/h未満)を所有されている方は、登録の手続きをしてください。



車種	届出先等	届出に必要なもの	
原動機付自転車 (～125cc) 小型特殊自動車 (農耕車含む)	税務収納課 ☎52-9292 香北支所 ☎52-9285 物部支所 ☎52-9288	廃車	ナンバープレート・標識交付証明書
		名義変更	譲渡証明書
		盗難	警察へ届けた盗難受理番号
軽自動車 (四輪等)	(一社)全国軽自動車協会連合会 高知事務所 高知市長浜3106番3 (長浜産業団地内) ☎088-842-4311(代)	廃車	検査証(届出済証) ナンバープレート(前後の2枚) 自賠責保険証
		名義変更	新所有者の住民票(3カ月以内) 検査証(届出済証)
軽二輪 (126～250cc) 二輪の小型自動車 (251cc～)	高知運輸支局運輸企画専門官 高知市大津乙1879番地1 ☎050-5540-2077 お電話の場合は、音声案内に従ってください。	住所変更	住民票(3カ月以内) 認印 検査証(届出済証) 自賠責保険証書

手続きにより必要書類・費用等が異なります。上記以外の書類等が必要な場合があるので、各届出先へお問い合わせください。

障害者の方の軽自動車税(種別割)減免制度があります

手続き方法

前年度に減免を受けた方には4月上旬に継続の申請用紙を送付しますので、納期限までに提出してください。ただし、軽自動車の所有者変更等の手続きを行った場合や、減免を受けられていた方が死亡した場合については送付しません。

- ※昨年度の申請内容から変更がある場合は通常の減免申請を窓口で行う必要があります。
- ※納付書発送時期(4月末)までに提出がない場合、納付書・納税通知書が発送されますのでご了承ください。
- ※公益減免(非営利の社会福祉法人事業を行う団体に関する減免)については継続用の申請はありませんので、毎年度、窓口での申請が必要です。